

# 健全化判断比率および資金不足比率の概要

## 1 健全化判断比率および資金不足比率の概要

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 19 年 6 月に公布され、平成 20 年 4 月から施行されました。

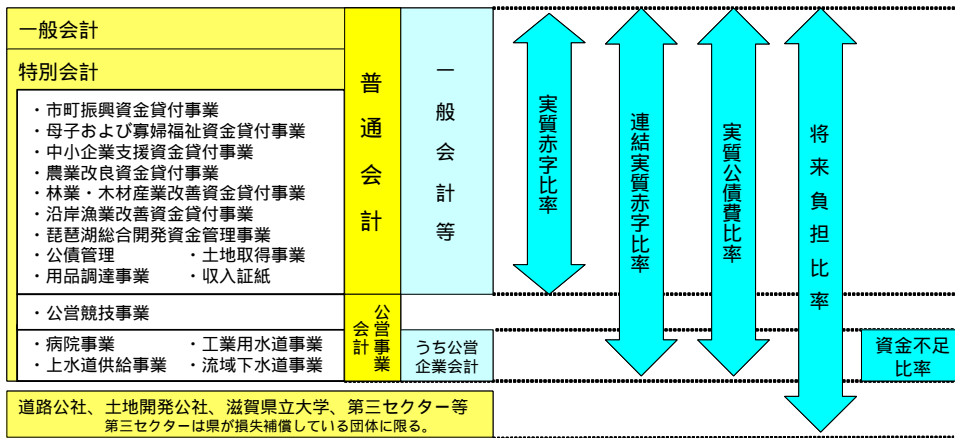
この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率（健全化判断比率・資金不足比率）の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としています。

健全化判断比率および資金不足比率の算定は、平成 19 年度決算に基づき、平成 20 年度から行われ、その結果については、監査委員の審査に付した上で県議会に報告し、公表することとされています。

平成 20 年度決算に基づく今回の算定からは、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「財政健全化計画」を、また、再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの指標）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

公営企業についても、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めることとされています。

### 健全化判断比率および資金不足比率の対象範囲



### 平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率

	H20 比率	H19 比率	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
(1) 実質赤字比率	-	-	3.75%	5%
(2) 連結実質赤字比率	-	-	8.75%	15%
(3) 実質公債費比率	13.5%	12.9%	25%	35%
(4) 将来負担比率	257.6%	250.8%	400%	
(5) 資金不足比率			(参考) 経営健全化基準	
病院事業	-	-	20%	
工業用水道事業	-	-		
上水道供給事業	-	-		
流域下水道事業	-	-		

(注) 1 実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「-」と表記しています。また、資金不足比率も、資金不足額がないため、同様に「-」と表記しています。  
2 連結実質赤字比率の財政再生基準には、3年間の経過的な基準が設けられています。(平成 21 年度および平成 22 年度は 25%、平成 23 年度は 20%、平成 24 年度から 15%)

[単位：百万円]

### (1) 実質赤字比率

『一般会計等の実質赤字額』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } 1,007}{\text{標準財政規模 } 307,326} = -$$

実質収支額が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

### (2) 連結実質赤字比率

『全会計の実質赤字額（または資金不足額）』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額 } 17,310}{\text{標準財政規模 } 307,326} = -$$

連結実質赤字額は、一般会計等、公営競技事業、病院事業、工業用水道事業、上水道供給事業、流域下水道事業の実質収支額または資金不足額を基に算定している。

連結実質収支額が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

### (3) 実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等（準元利償還金）』の標準財政規模に対する比率（平成18年度～20年度の3カ年平均）

$$\frac{\text{実質公債費A（地方償還元利償還金 + 準元利償還金）} - \text{Aに係る普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{Aに係る普通交付税算入額}} = 13.5\%$$

	20年度決算	19年度決算	18年度決算	
実質公債費	38,764	34,636	34,278	
標準財政規模	268,204	263,778	262,292	(3カ年平均)
実質公債費比率(単年度)	14.45%	13.13%	13.07%	13.5%

実質公債費および標準財政規模は、普通交付税算入額控除後の額である。

平成18年度実質公債費比率は13.6%、平成19年度実質公債費比率は12.9%である。

### (4) 将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{将来負担額A } 1,232,565 - \text{充当可能財源等B } 541,411}{\text{標準財政規模 } 307,326 - \text{元利償還金に係る20年度普通交付税算入額 } 39,122} = 257.6\%$$

### 説明

#### 標準財政規模とは

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を表すもので、標準税収入額等に普通交付税および臨時財政対策債の発行可能額を加算した額をいいます。

[ 単位 : 百万円 ]

**将来負担額 A**

	将来負担額	構成比	備 考
地 方 債 現 在 高	931,349	75.6%	一般会計等の平成20年度末残高
債務負担行為に基づく支出予定額	54,273	4.4%	地方財政法第5条経費に係る分を算入
公営企業債等繰入見込額	52,589	4.3%	公営企業債の償還に係る一般会計からの繰入見込額
退職手当負担見込額	181,317	14.7%	対象職員全員が、年度末に自己都合により退職した場合の額を算入
設立法人の負債額等負担見込額	13,037	1.0%	
道 路 公 社	-	-	借入金残高および将来収支不足額が道路事業損失補てん引当金を上回る場合に算入
土 地 開 発 公 社	-	-	県以外からの借入金を実質的な資産の額を上回る場合に算入
滋賀県立大学(地方独立行政法人)	-	-	繰越欠損金がある場合に算入
第 三 セ ク タ ー 等	13,037	1.0%	
滋 賀 県 環 境 事 業 公 社	7,041	0.6%	7,824百万円 × 90%
滋 賀 食 肉 公 社	3,148	0.2%	3,498百万円 × 90%
そ の 他	2,848	0.2%	土地開発公社事業費費用負担 等
合 計	1,232,565	100.0%	

第三セクター等の備考欄の記述は、「県の損失補償付債務残高 × 県の将来負担見込率」を表す。

**充当可能財源等 B**

	充当可能額	備 考
充 当 可 能 基 金 額	35,146	地方債の償還等に充当可能な基金の総額(34基金)
充 当 可 能 特 定 財 源	10,315	地方債を財源とする貸付金の元利償還金、公営住宅使用料等
普通交付税算入見込額	495,950	地方債現在高に係る今後の普通交付税算入見込額
合 計	541,411	

**(5) 資金不足比率**

公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する比率

(参考: 資金剰余額)

$$\text{(法適用企業)} = \frac{\text{資金不足額 (流動負債 - 流動資産)}}{\text{事業規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$$

病院	5,037
工水	3,173
上水	6,183

$$\text{(法非適用企業)} = \frac{\text{資金不足額 (歳入 - 歳出 - 翌年度に繰り越すべき財源)}}{\text{事業規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$$

下水	1,662
----	-------